

ひこにゃん事件

判決年月日 平成23年3月31日

事件名 平成23年(ラ)第56号 仮処分申立却下決定に対する抗告申立事件

担当部 大阪高等裁判所第8民事部

掲載文献 判例時報2167号81頁(原決定も掲載)

【コメント】

- ・ 本件は、全国的に著名な彦根市の人気キャラクター「ひこにゃん」に関し、彦根市が、原作者(以下「Y1」といいます。)及び原作者が所属するデザイン会社(以下「Y2」といいます。)を相手方として、類似キャラクターグッズ類の販売等差止めの仮処分を申し立てた事件であり、新聞等でも取り上げられるなど、社会的に大きな注目を集めました。
- ・ 本件で、400年祭委員会は、国宝・彦根城築城400年祭のキャラクターを公募し、「ひこにゃん」のキャラクターに係る著作権を、第三者を介して、Y1から譲り受けましたが、その際、譲渡対象は「キャラクターに関する所有権(著作権)等一切の権利」等とされていました。なお、著作権法27条及び28条の権利は明記(著作権法61条2項参照)されていませんでした。そこで、Y1から提出された3点のイラストデザイン(「本件各イラスト」)に描かれたキャラクターと実質的には同一のキャラクターに係るグッズ類でありながら、立体化されていたり、ポーズが異なっていたりするものについて、その著作権が彦根市とY1のいずれに帰属するのかが大きな争点となりました。
- ・ この点について、本決定は、著作権法27条及び28条の権利以外の著作権が全て400年祭委員会に譲渡されていることを確認した上で、著作権法27条及び28条の権利についても、本件契約書ないし仕様書においてキャラクターの立体使用の予定が明記されていること等から、「本件各イラストに基づいて立体物を作成することは、これが原著作物の変形による二次的著作物の創作と評価されるものであったとしても、このようなことをなし得る権利(翻案権)は、本件契約により400年祭委員会に譲渡されたものと認めるのが相当である。」と判断しました。
- ・ 以上のとおり、本件は、地方公共団体によるキャラクターデザインイラストの公募による著作権譲渡契約において、著作権法61条2項の推定が適用され、その覆滅が認められた事例として先例的意義があるものと考えられます。
- ・ なお、本決定は、立体物以外のグッズ類に係る翻案権の帰属については判断を示していませんが、複製権に関し、最高裁昭和53年9月7日・民集32巻6号1145頁(ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件)を引用して「著作物の複製とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを再製することをいう」とした上、相手方イラストは「本件各イラストに描かれたキャラクターと同一のキャラクターを描いたものであることを容易に知り得るものである」として、彦根市が有する本件各イラストの複製権ないし翻案権を侵害すると判示していることからすれば、立体物以外のグッズ類については、複製の範囲内にあるものとして、あえて翻案権の帰属についてまで判断を示さなかったものと考えられます。

- ・ この点, 漫画のキャラクターに係る著作物の複製については, 最高裁平成9年7月17日・民集51巻6号2714頁(ポパイ・ネクタイ事件)においても, 「漫画の特定の画面に描かれた登場人物の絵と細部まで一致することを要するものではなく, その特徴から当該登場人物を描いたものであることを知り得るものであれば足りる」とされているところであり, 本決定の上記判断は, 従来の判例の立場に沿うものであると考えられます。
- ・ その他, 本件では, 仮処分に先立ってY1と彦根市等の間で成立した調停により, 上記当事者間の権利関係が変更を受けたかどうかも問題になりましたが, 本決定は消極に解し, 彦根市による類似キャラクターグッズ類の販売等差止仮処分申立てを認容しました。
- ・ なお, 類似キャラクターグッズ販売会社をも相手にした本案訴訟が本決定以前に大阪地裁に提起されていましたが(大阪地裁平成23年(ワ)第3904号), 平成24年1月22日, 和解にて終了しています。

(本件各イラスト)



#### 【参考裁判例】

##### 1 「複製」の意義に関するもの

- ・ 最高裁昭和53年9月7日・民集32巻6号1145頁(ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件)
- ・ 最高裁平成9年7月17日・民集51巻6号2714頁(ポパイ・ネクタイ事件)

##### 2 著作権法61条2項に関するもの

< 推定覆滅を認めたもの >

- ・ 知財高判平成18年8月31日・判時2022号144頁(アイセル事件)

< 推定覆滅を否定したもの >

- ・ 東京地判平成15年12月19日・判時1847号95頁(記念樹・音楽出版社事件)
- ・ 東京地判平成19年1月18日・裁判所HP(再分配とデモクラシーの政治経済学事件)
- ・ 東京地判平成18年12月27日・判タ1275号265頁(ヤマト事件)

#### 【事案の概要】

本件は, 仮処分申立てを却下した決定に対する即時抗告事件であるところ, 普通地方公共団体である抗告人が, 主的に, 抗告人は原決定別紙イラスト目録記載1ないし3の各イラスト(以下, 併せて「本件各イラスト」という。)の著作権者であるが, 本件各イラストに類似するイラストを使用する相手方らの行為がその複製権ないし翻

案権を侵害する、予備的に、本件各イラストは周知又は著名な原告人の営業表示であり、本件各イラストに類似するイラストを使用する相手方の行為が不正競争防止法2条1項1号又は2号所定の不正競争に該当するとして、相手方に対し、主位的に著作権法112条1項に基づき、予備的に不正競争防止法3条1項（同法2条1項1号又は2号）に基づき、別紙差止請求イラスト目録記載のイラスト（以下「相手方イラスト」という。）を使用した商品の製造、販売、頒布の差止めを求めるとともに、相手方イラストを使用した原決定別紙差止請求商品目録（以下「商品目録」という。）記載の商品の製造、販売、頒布の差止めを求める事案である。

原告人は、原審では、主位的に不正競争防止法に基づく差止めを、予備的に調停（後記本件調停）による合意に基づく差止めを求めていた。

原審は、原告人の申立てをいずれも理由がないとして却下した。そこで原告人は、即時抗告をし、抗告審において、著作権に基づく差止めの仮処分申立てを追加し、これを主位的申立てとした。また、原告人は、抗告審において申立ての趣旨を減縮して求める仮処分の内容を限定するとともに、調停合意に基づく予備的申立てを取り下げた。

#### 【決定内容の概要】

##### ア 争点1-1（本件契約により譲渡された著作権の内容）について

「(イ).....前記のとおり、本件仕様書や本件契約書には、採用されたキャラクターに関する著作権等一切の権利は400年祭委員会に帰属するものとされ、何らの限定も付されていないから、本件各イラストについての著作権全部（ただし、著作権法27条及び28条に規定する権利は、同法61条2項により、別途検討を要する。）がY1から400年祭委員会に譲渡され、更に原告人に譲渡されたものというべきである。」

「(ウ) 著作権法61条2項は、「著作権を譲渡する契約において、第27条又は第28条に規定する権利が譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定する。」と規定する。これは、著作権の譲渡契約がなされた場合に直ちに著作権全部の譲渡を意味すると解すると著作権者（譲渡人）の保護に欠けるおそれがあることから、翻案権や二次的著作物の利用に関する原作者の権利等を譲渡する場合には、これを特に掲げて明確な契約を締結することを要求したものであり、このような同法61条2項の趣旨からすれば、「特掲され」たというためには、譲渡の対象にこれらの権利が含まれる旨が契約書等に明記されることが必要であり、契約書に、単に「著作権等一切の権利を譲渡する」というような包括的な記載をするだけでは足りず、譲渡対象権利として、著作権法27条や28条の権利を具体的に挙げることにより、当該権利が譲渡の対象となっていることを明記する必要があるというべきである。

これを本件についてみると、本件契約書においても、本件仕様書においても、「著作権等一切の権利は400年祭委員会に帰属する」旨を規定するのみで、翻案権等が譲渡対象として具体的に明示されていない。したがって、著作権法61条2項の特掲があったとはいえないから、翻案権は譲渡人に留保されたものと推定される。

しかし、本件契約書には、別紙として「仕様書」（本件仕様書と同じ。）が添付され、ジェイコムは上記仕様書に基づいてキャラクター等を作成し、納入しなければならないものとされ、仕様書においては、「キャラクターは、着ぐるみ等を作成する場合もあるので、立体的な使用も考慮すること。」「採用された・・・キャラクターは、400年祭委員会および同委員会が許可した団体等のインターネットホームページや出版物、PR用ツール等に対して自由に使用する。」ことが定められていたものである。このよ

うに、本件契約書ないし本件仕様書では、「キャラクター」の立体使用の予定を明示しているのであり、他方で、400年祭委員会の着ぐるみ等作成について相手方なしジェイコムの承諾等を何ら要求しておらず、かえって、400年祭委員会が、立体使用を予定している「キャラクター」を「自由に使用する」旨が定められている。このような規定の内容に加えて、上記のとおり、本件各イラストが、彦根城築城400年祭のイメージキャラクターとして、同祭で実施される各種行事や広報活動等に広く利用されることを予定して400年祭委員会に採用されたものであることなどを総合勘案すると、本件契約書においては、400年祭委員会が立体物については自由に作成・使用することができるが示されているといえる。

したがって、本件各イラストに基づいて立体物を作成することは、これが原著作物の変形による二次的著作物の創作と評価されるものであったとしても、このようなことをなし得る権利（翻案権）は、本件契約により400年祭委員会に譲渡されたものと認めるのが相当である。この限度で、著作権法61条2項の推定を覆す事情があるといえることができる。」

イ 争点1 - 2（本件調停による原告人の著作権の内容）

「(ア)以上のとおり、本件契約により、400年祭委員会は、本件各イラストの著作権を譲り受けたものであり、原告人は、400年祭委員会から同著作権を譲り受けたから、複製権を専有する（著作権法21条）。相手方は、400年祭委員会が使用できるのは3種類の本件各イラストに限られていたと主張する。しかし、複製とは、「印刷・・・その他の方法により有形的に再製すること」をいう（著作権法2条1項15号）が、再製というためには、著作物と細部まで完全に一致する必要はなく、実質的に同一であれば足りるのであって、著作物の複製とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを再製することをいうのである（最高裁昭和53年9月7日第一小法廷判決・民集32巻6号1145頁参照）。また、平面的なイラストを基に立体物を作成することは、そこに新たな創作性が加わっているとみられる場合には、単なる複製ではなく、著作物の「変形」となるが、本件各イラストについては、着ぐるみその他の立体物を作成する権利も、著作者であるY1からジェイコムを経て400年祭委員会に譲渡されたものと解すべきことは前示のとおりである。

したがって、本件調停条項の解釈に当たっても、本件調停の前に400年祭委員会が本件各イラストについて上記のような権利を有していたことを前提とすべきであり、原告人とY1との間で本件調停が成立したことにより、上記のような著作権の範囲、特に相手方の行為を禁止する権利の範囲に変更が加えられたのかが問題となる。」

「.....以上のような本件調停成立に至る経緯と調停条項の定める内容からすれば、本件調停条項は、その当時表面化し当事者が明白に対立していた本件キャラクターの適切管理問題と、後述する本件キャラクターを用いた相手方の絵本の問題につき最小限の整理を行ったものであって、双方の従前の権利関係につき変更を加えることは意図されていなかったといえるべきである。」

ウ 争点2（相手方の行為が複製ないし翻案に該当するか）について

「原告人が本件各イラストについての著作権（立体物を作成する範囲での翻案権を含む。）を有することは、前記認定のとおりである。.....相手方イラストは、上記列挙した特徴の全部ないし多くを有し、その特徴から本件各イラストと同一のキャラクターを描いたものであることを容易に知り得るものである。したがって、相手方が、相手方イラストを用いた菓子、絵はがきその他の印刷物（絵本を除く。）、文房具類その他の商品を販売、頒布することは、原告人の専有する本件各イラストの複製権ないし翻案権を侵害する。」

以上

〔文責：秋山 侑平〕